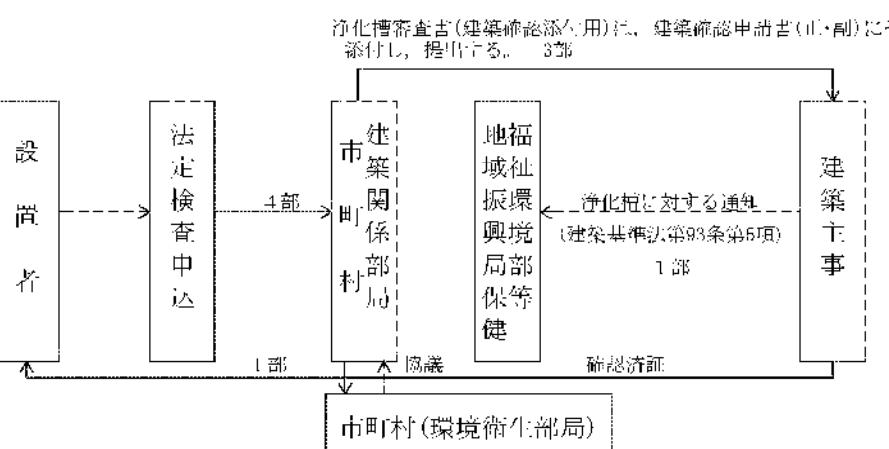
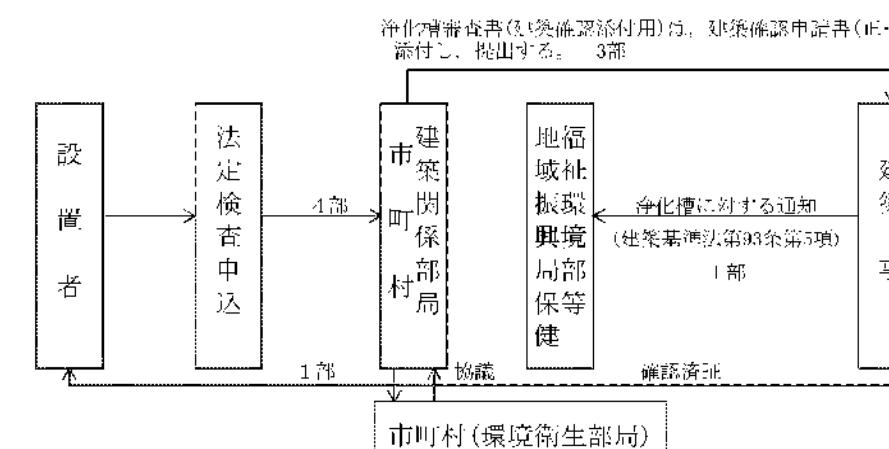


鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 (案)	改正理由
<p>鹿児島県浄化槽事務取扱要領</p>  <p>令和6年10月 鹿児島県</p>	<p>鹿児島県浄化槽事務取扱要領</p>  <p>令和7年12月 鹿児島県</p>	改正に伴う日付の変更

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 (案)	改正理由
<p>目次 (省略)</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 構造基準等 (省略)</p> <p>第3章 設置基準等</p> <p>浄化槽設置者は、浄化槽工事に着手する前に、指定検査機関は別に定める場所で法定検査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。</p> <p>なお、既に設置されている浄化槽について、設置に必要な手続きが行われていないことが判明した場合には、行政関係者（地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁及び建築主事など）は浄化槽管理者に対して設置に必要な手続きを行うよう指導や助言に努めるとともに、指定検査機関に情報提供を行うものとする。</p> <p>1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による届出の場合 (省略)</p> <p>(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合</p> <p>ア 浄化槽設置者は、建築確認申請者に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。</p>  <p>イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。</p> <p>ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。</p>	<p>目次 (省略)</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 構造基準等 (省略)</p> <p>第3章 設置基準等</p> <p>浄化槽設置者は、浄化槽工事に着手する前に、指定検査機関は別に定める場所で法定検査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。</p> <p>なお、既に設置されている浄化槽について、設置に必要な手続きが行われていないことが判明した場合には、行政関係者（地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁及び建築主事など）は浄化槽管理者に対して設置に必要な手続きを行うよう指導や助言に努めるとともに、指定検査機関に情報提供を行うものとする。</p> <p>1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による届出の場合 (省略)</p> <p>(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合</p> <p>ア 浄化槽設置者は、建築確認申請者に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。</p> <p><u>【紙申請の場合】</u></p>  <p>イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。</p> <p>ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。</p>	<p>建築確認手続きの電子申請の開始に伴う、紙申請となつておる浄化槽審査書(第4号様式)の浄化槽審査書手続きの変更</p>

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 (案)	改 正 理 由
	<p>【電子申請の場合】</p> <p>ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)のPDFデータを添付して建築主事に提出するものとする。建築主事は建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。</p> <p>※浄化槽審査書の添付図書のデータを含む。</p> <p>建築確認申請 浄化槽審査書(※)にPDFデータを添付</p> <p>イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。</p> <p>ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。</p>	建築確認手続きの電子申請の開始に伴う、紙申請となっている浄化槽審査書(第4号様式)の浄化槽審査書手続きの変更
<p>(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合</p> <p>ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村、建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関、特定行政庁、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関、特定行政庁、設置者用)を添付して市町村と協議し、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。</p> <p>浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。</p> <p>イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。</p> <p>ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。</p>	<p>(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合</p> <p>ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村、建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関、特定行政庁、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関、特定行政庁、設置者用)を添付して市町村と協議し、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。</p> <p>浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。</p> <p>イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。</p> <p>ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。</p>	建築確認手続きの電子申請の開始に伴う、紙申請となっている浄化槽審査書(第4号様式)の浄化槽審査書手続きの変更

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 (案)	改正理由
	<p>【電子申請の場合】</p> <p>ア <u>浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)のPDFデータを添付して、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。</u></p> <p>※浄化槽審査書の添付図書のデータを含む。 建築確認申請書(※)はPDFデータを添付</p> <p>イ <u>浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。</u></p> <p>ウ <u>建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。</u></p>	建築確認手続きの電子申請の開始に伴う、紙申請となっていたりの浄化槽審査書(別記第4号様式)の浄化槽審査書手続きの変更
2 添付図書～4 変更届等 (省略)	2 添付図書～4 変更届等 (省略)	建築基準法改正により指定確認検査機関においても計画通知を受理することによる追加
第2節～第3節 (省略)	第2節～第3節 (省略)	
第4章 工事基準等 (省略)	第4章 工事基準等 (省略)	
第5章 浄化槽の維持管理	第5章 浄化槽の維持管理	
第1節 (省略)	第1節 (省略)	
第2節 保守点検	第2節 保守点検	
1 浄化槽保守点検業者の遵守事項 (省略)	1 浄化槽保守点検業者の遵守事項 (省略)	
2 保守点検の回数	2 保守点検の回数	浄化槽法関係省令改正に伴う変更
保守点検の回数は、法第10条第1項及び環境省令第6条の規定によるものとする。 ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、環境省令第6条第4項に規定する駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給の回数は、同条第1項及び第2項に規定する保守点検の回数と合わせて、浄化槽の種類や使用状況等に応じて、概ね年12回程度とする。	保守点検の回数は、法第10条第1項及び環境省令第6条の規定によるものとする。 ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、環境省令第6条第5項に規定する駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給の回数は、同条第1項及び第2項に規定する保守点検の回数と合わせて、浄化槽の種類や使用状況等に応じて、概ね年12回程度とする。	
3 保守点検の項目～4 保守点検についての留意事項 (省略)	3 保守点検の項目～4 保守点検についての留意事項 (省略)	
第3節 清掃 (省略)	第3節 清掃 (省略)	

鹿児島県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 (案)	改正理由
<p>第6章 水質に関する検査～第7章 その他 (省略)</p> <p>附 則 (平成16年10月8日一部改正) この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年2月20日一部改正) この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年6月2日一部改正) この要領は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年3月18日一部改正) この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年10月1日一部改正) この要領は、令和7年4月1日から施行する。 ただし、第5章第2節1(7)及び別記第1号様式から第14号様式の改正は令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>第6章 水質に関する検査～第7章 その他 (省略)</p> <p>附 則 (平成16年10月8日一部改正) この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成21年2月20日一部改正) この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年6月2日一部改正) この要領は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年3月18日一部改正) この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年10月1日一部改正) この要領は、令和7年4月1日から施行する。 ただし、第5章第2節1(7)及び別記第1号様式から第14号様式の改正は令和6年10月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年12月5日一部改正)</u> <u>この要領は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>	改正に伴う附則の追加
<p>別記第1号様式～第14号様式 (省略)</p>	<p>別記第1号様式～第14号様式 (省略)</p>	